



# ご存じですか？ 介護保険の地域密着型サービス



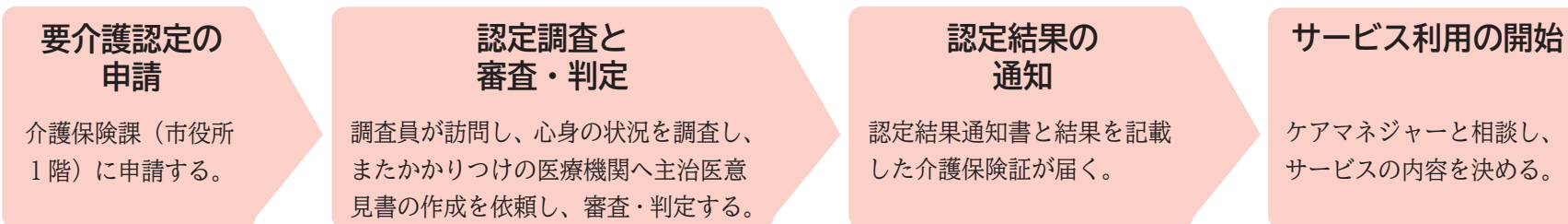
問 介護保険課介護保険管理係

## 地域密着型サービスとは？

要支援・要介護の認定をお持ちの高齢者の方が住み慣れた自宅や地域で生活するために創設された介護サービスです。原則は市民の方のみが利用できるサービスです。

## 介護サービスを利用するためには要支援・要介護認定を受けることが必要です

日常生活で介護や支援が必要になったと感じている方は、お住まいの地区の地域包括支援センター等に相談し、介護保険の申請をしてください。



## 地域密着型サービスの種類

要支援・介護度によって受けられるサービスが異なります

サービス種別	内容	市内の事業所数
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。	14
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。	4
小規模多機能型居宅介護	施設に通う「通所介護」を中心に、自宅に来てもらう「訪問介護」、事業所へ泊まる「宿泊」を組み合わせ利用できる一体型のサービスです。365日24時間対応で、毎月定額でサービスが受けられます。	2
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に看護を加えたサービスを受けられます。	2
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	少人数制で家庭的な雰囲気の中、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。	7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員または訪問看護師が要介護者の自宅を定期的に訪問し、介護（食事介助、清拭介助、排せつ介助など）・看護を提供する介護サービスです。一回の訪問は10～20分程度。365日24時間対応で、毎月定額でサービスが受けられます。	1

※地域密着型介護サービス事業所の詳細は、窓口で配布している「市内介護保険サービス提供事業者一覧」をご覧になるか、市ホームページ（右記2次元コード）でご確認ください。



## 新しい事業所を紹介します

### ○看護小規模多機能型居宅介護



#### 看護小規模多機能型居宅介護 藤の華

住所 千ヶ瀬町5-610-11  
電話番号 ☎78-3244

退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援等、利用する方やご家族のニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを提供します。

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護



#### ここひろヘルパー24（3月開設予定）

住所 藤橋2-614-18  
電話番号 ☎78-2100

この地域にお住まいの皆さんの「住み慣れた自宅で暮らし続けたい」という願いを叶えるため、一緒に考え協力します。